



NOMURA
Office Fund

平成 25 年 6 月 14 日

各 位

不動産投資信託証券発行者名
野村不動産オフィスファンド投資法人
代表者名 執行役員 丸子 祐一
(コード番号：8959)

資産運用会社名
野村不動産投資顧問株式会社
代表者名 代表取締役社長 福井 保明
問合せ先 NOF 投資責任者 入江 忠徳
03-3365-0507 nreof8959@nomura-re.co.jp

新投資口発行及び投資口売出しに関するお知らせ

野村不動産オフィスファンド投資法人（以下「本投資法人」といいます。）は、平成 25 年 6 月 14 日開催の本投資法人役員会において、新投資口発行及び投資口売出しに関し決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 公募による新投資口発行（一般募集）

- (1) 募集投資口数 62,730 口
- (2) 払込金額 未定
(発行価額) (平成 25 年 6 月 25 日（火曜日）から平成 25 年 6 月 27 日（木曜日）までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」という。）に開催する役員会において決定する。)
- (3) 募集方法 一般募集とし、野村證券株式会社（主幹事会社）、SMB C 日興証券株式会社、三菱UFJ モルガン・スタンレー証券株式会社、メリルリンチ日本証券株式会社、みずほ証券株式会社、高木証券株式会社及びUBS 証券株式会社（以下「引受人」と総称する。）に全投資口を買取引受けさせる。
なお、一般募集における発行価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90~1.00 を乗じた価格（1 円未満端数切り捨て）を仮条件として、需要状況等を勘案した上で決定する。
- (4) 引受契約の内容 引受人は、下記(7)に記載の払込期日に発行価額の総額と同額を本投資法人へ払込み、一般募集における発行価格の総額との差額は、引受人の手取金となる。本投資法人は、引受人に対して引受手数料を支払わない。

ご注意:この文書は、本投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びに訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断と責任で投資なさるようお願いいたします。

- (5) 申込単位 1口以上1口単位
- (6) 申込期間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の2営業日後の日まで。
- (7) 払込期日 平成25年7月2日(火曜日)から平成25年7月4日(木曜日)までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の5営業日後の日とする。
- (8) 払込金額(発行価額)、その他この新投資口発行に必要な事項は今後開催する役員会において決定する。
- (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

2. 投資口売出し(オーバーアロットメントによる売出し)

- (1) 売出人及び
売出投資口数 野村證券株式会社 4,700口
なお、売出投資口数は上限を示したものである。売出投資口数は一般募集の需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合がある。売出投資口数は、一般募集の需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定される。
- (2) 売出価格 未定
(発行価格等決定日に開催する役員会において決定する。なお、売出価格は、一般募集における発行価格(募集価格)と同一とする。)
- (3) 売出方法 一般募集に当たり、その需要状況等を勘案した上で、一般募集の主幹事会社である野村證券株式会社が本投資法人の投資主から4,700口を上限として借入れる本投資法人の投資口の売出しを行う。
- (4) 申込単位 1口以上1口単位
- (5) 申込期間 一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受渡期日 一般募集における払込期日の翌営業日とする。
- (7) 売出価格、その他この投資口の売出しに必要な事項は今後開催する役員会において決定する。
- (8) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

3. 第三者割当による新投資口発行

- (1) 募集投資口数 4,700口
- (2) 払込金額 未定
(発行価額) (発行価格等決定日に開催する役員会において決定する。なお、払込金額(発行価額)は、一般募集における払込金額(発行価額)と同一とする。)
- (3) 割当先及び口数 野村證券株式会社 4,700口
- (4) 申込単位 1口以上1口単位
- (5) 申込期間 平成25年7月26日(金曜日)
(申込期日)
- (6) 払込期日 平成25年7月29日(月曜日)
- (7) 上記(5)に記載の申込期間(申込期日)までに申込みのない投資口については、発行を打ち切るものとする。
- (8) 払込金額(発行価額)、その他この新投資口発行に必要な事項は今後開催する役員会において決定する。
- (9) 一般募集を中止した場合は、第三者割当による新投資口発行も中止する。
- (10) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意:この文書は、本投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びに訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断と責任で投資なさるようお願いいたします。

<ご参考>

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

オーバーアロットメントによる売出しは、一般募集に当たり、その需要状況等を勘案した上で、一般募集の主幹事会社である野村証券株式会社が本投資法人の投資主から4,700口を上限として借入れる本投資法人の投資口（以下「本投資口」といいます。）の売出しです。オーバーアロットメントによる売出しの売出投資口数は、4,700口を予定していますが、当該売出投資口数は上限の売出投資口数であり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われな場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村証券株式会社が上記本投資法人の投資主から借入れた本投資口（以下「借入投資口」といいます。）の返却に必要な本投資口を野村証券株式会社に取得させるために、本投資法人は平成25年6月14日（金曜日）開催の本投資法人役員会において、野村証券株式会社を割当先とする本投資口4,700口の第三者割当による新投資口発行（以下「本件第三者割当」といいます。）を、平成25年7月29日（月曜日）を払込期日として行うことを決議しています。

また、野村証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成25年7月22日（月曜日）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」といいます。）、借入投資口の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る口数を上限とする本投資口の買付け（以下「シンジケートカバー取引」といいます。）を行う場合があります。野村証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての本投資口は、借入投資口の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る口数に至らない口数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、野村証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により取得した本投資口の全部又は一部を借入投資口の返却に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る口数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し借入投資口の返却に充当する口数を減じた口数について、野村証券株式会社は本件第三者割当に係る割当てに応じ、本投資口を取得する予定です。そのため本件第三者割当における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当における最終的な発行数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われな場合があります。

2. 今回の新投資口発行による発行済投資口数の推移

現在の発行済投資口総数	305,123口
一般募集に係る新投資口発行による増加投資口数	62,730口
一般募集に係る新投資口発行後の発行済投資口総数	367,853口
本件第三者割当に係る新投資口発行による増加投資口数	4,700口(注)
本件第三者割当に係る新投資口発行後の発行済投資口総数	372,553口(注)

(注) 本件第三者割当の募集投資口数の全口数に対し野村証券株式会社から申込みがあり、発行が行われた場合の数字です。

3. 発行の目的及び理由

新たな特定資産の取得による資産規模の拡大及び新投資口の発行による資金調達を通じた財務基盤の改善に伴う取得余力の創出を図るため、経済環境、不動産投資市場の動向及び現在のLTV（総資産有利子負債比率）の水準等に留意しつつ検討を行った結果、新投資口を発行することとしたものです。

ご注意:この文書は、本投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びに訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断と責任で投資なさるようお願いいたします。

4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

34,973,243,800円（上限）

（注）一般募集における手取金 32,535,541,800円及び本件第三者割当による新投資口発行の手取金上限 2,437,702,000円を併せたものです。また、上記金額は平成 25 年 6 月 3 日（月）現在の株式会社東京証券取引所における終値を基準として算出した見込額です。

(2) 調達する資金の具体的な使途及び支出予定時期

調達する資金については、別途本日付で公表しております「資産の取得に関するお知らせ」に記載の本投資法人が取得を予定している特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項における意味を有します。）の取得資金（取得諸経費を含みます。）11,285,622,000円に充当し、その残額は借入金の返済資金に充当する予定です。

5. 配分先の指定

該当事項はありません。

6. 今後の見通し

別途本日付で公表した「平成 25 年 10 月期運用状況の予想の修正及び平成 26 年 4 月期運用状況の予想に関するお知らせ」に記載のとおりです。

7. 最近 3 営業期間の運用状況及びエクイティ・ファイナンスの状況等

(1) 最近 3 営業期間の運用状況

	平成 24 年 4 月期	平成 24 年 10 月期	平成 25 年 4 月期（注 2）
1口当たり当期純利益（注 1）	12,789 円	12,824 円	13,195 円
1口当たり分配金	12,790 円	12,824 円	12,412 円
実績配当性向	100.0%	99.9%	94.0%
1口当たり純資産	620,923 円	620,957 円	621,329 円

（注 1）1口当たり当期純利益は、当期純利益を期中平均投資口数で除することにより算定しています。

（注 2）本日現在、平成 25 年 4 月期の数値については、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査はなされていません。

(2) 最近の投資口価格の状況

① 最近 3 営業期間の状況

	平成 24 年 4 月期	平成 24 年 10 月期	平成 25 年 4 月期
始 値	421,000 円	463,000 円	501,000 円
高 値	500,000 円	510,000 円	740,000 円
安 値	370,500 円	408,000 円	469,500 円
終 値	464,500 円	502,000 円	622,000 円

② 最近 6 か月間の状況

	平成 25 年 1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月
始 値	506,000 円	540,000 円	569,000 円	702,000 円	627,000 円	555,000 円
高 値	542,000 円	571,000 円	740,000 円	735,000 円	629,000 円	561,000 円
安 値	488,000 円	521,000 円	565,000 円	617,000 円	501,000 円	489,500 円
終 値	539,000 円	569,000 円	706,000 円	622,000 円	577,000 円	497,500 円

（注）平成 25 年 6 月の投資口価格については、平成 25 年 6 月 13 日現在で表示しています。

ご注意: この文書は、本投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出し届出目論見書並びに訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断と責任で投資なさるようお願いいたします。

③ 発行決議日前営業日における投資口価格

平成 25 年 6 月 13 日	
始 値	492,500 円
高 値	499,500 円
安 値	490,000 円
終 値	497,500 円

(3) 最近 3 営業期間のエクイティ・ファイナンスの状況
該当事項はありません。

8. その他（売却・追加発行等の制限）

① 一般募集に関連して、野村不動産株式会社は、主幹事会社である野村證券株式会社との間で、一般募集に係る発行価格等決定日から一般募集に係る受渡期日（払込期日の翌営業日）の 6 ヶ月後の応当日までの期間中、主幹事会社である野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、その保有する本投資口の売却等（但し、オーバーアロットメントによる売出しに伴う本投資口の貸し渡し等を除きます。）を行わない旨を合意しています。

② 一般募集に関連して、本投資法人は、主幹事会社である野村證券株式会社との間で、一般募集に係る発行価格等決定日から一般募集に係る受渡期日（払込期日の翌営業日）の 3 ヶ月後の応当日までの期間中、主幹事会社である野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、本投資口の発行等（但し、一般募集、本件第三者割当及び投資口の分割に伴う新投資口発行等を除きます。）を行わない旨を合意しています。

なお、上記①及び②のいずれの場合においても、主幹事会社である野村證券株式会社は、それぞれ上記の期間中にその裁量で当該合意の全部又は一部を解除する権限を有しています。

以 上

* 本資料の配布先 : 兜倶楽部、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会

ご注意:この文書は、本投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びに訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断と責任で投資なさるようお願いいたします。